

【商品概要説明書】

定期積金＜定額式＞

(J Aみえきた給与振込・年金振込指定者専用金利上乘せ定期積金)

(平成30年4月1日現在)

商品名	・給与振込・年金振込指定者専用金利上乘せ定期積金＜定額式＞ (愛称：みのり定期積金)
販売対象	・個人のみ ・当J Aで月5万円以上の給与振込の受取を既に開始されている方、もしくは当J Aで月5万円以上の給与振込の受取を新規に指定していただける方 ・当J Aで年金振込の受取を既に開始されている方、もしくは当J Aで年金振込の受取を新規に指定していただける方(年金の種類：国民、厚生、共済、農業者年金等の公的年金あるいは企業年金など、年3回以上定期的に振り込まれる年金) ※私的年金は対象外
期間	・期日指定方式 2年以上5年以内
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位 (4) 契約額	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1ヵ月もしくは2ヶ月とし、給与もしくは年金の受給口座からの自動振替のみとします。 ※店頭での現金納付、2回以上のまとめ掛けはできません。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり10,000円以上(※契約期間中の金額変更はできません。) ・1円単位 ・給付契約額 24万円以上
払戻方法	・約定の回数掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約期間に応じて店頭表示利回りに下記の利回りを上乘せした利回りを満期日まで適用します。 ① 2年以上4年未満 店頭利回り + 年0.1% ② 4年以上5年以下 店頭利回り + 年0.2% ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ・20.315% (国税15.315%、地方税5%) の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利(約定利回り)は、窓口でお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乘せした利率)
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 解約日における普通貯金利率
貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部(電話：059-354-8865)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、三重県農業協同組合中央会が設置・運営する三重県JAバンク相談所(電話：059-229-9104)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <p>上記当JA金融部または三重県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 民間総合調停センター（大阪府）※</p> <p>※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記三重県JAバンク相談所にお申し出ください。</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れは、現在給与または年金振込をされているお取引店、および給与または年金振込をご指定手続中のお取引店に限ります。 ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。 ・掛金を一括払いするお取扱いはできません。 ・本商品は金利情勢等の変化により取扱い期間中であっても商品内容や上乗せ金利を変更したり、取扱いを中止することがあります。

詳しくは窓口にお問合せください。

